

平成 17 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 和 銀 行  
代表者名 取締役頭取 増田 熙男  
(コード番号 8558 東証 1 部)  
問合せ先 総合企画部長 加辺 秀雄  
(電話番号 027 - 234 - 1111)

### 内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当行における不祥事件の発生に対し、当行の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であり内部管理態勢を充実する必要があるとして、本日、関東財務局長より業務改善命令を受けました。

日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様、株主様、ならびに関係する皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことに、心からお詫び申し上げます。

当行では、従来から法令等遵守態勢の強化を経営の最重要課題として位置付けて取り組んでまいりましたが、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、法令等遵守態勢の確立及び不祥事件の再発防止に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るべく、下記の改善事項に取り組んでまいります。

#### 記

#### 1. 業務改善命令の内容

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守意識の醸成  
取締役会及び本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立  
営業店における内部牽制機能の充実・強化  
本部監査機能の充実・強化  
適切な人事管理の実施

- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 17 年 7 月 11 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

#### 2. 今後の対応

今回の命令において指摘を受けました事項を踏まえ、次のような観点から業務改善計画を策定し、当局に提出致します。

- (1) 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守意識の醸成  
法令等遵守につきましては、従来から経営の最重要課題と位置付け、経営理念、行動規

範において明確に宣言するとともに、営業活動において守らなければならない法令等遵守項目について説明した「法令遵守の手引き」を策定し、全役職員に配布するとともに、諸会議、研修など、あらゆる場面を通じてその周知徹底を図るなど、法令等遵守の経営姿勢を明確にしていきました。今後は、さらに経営陣によるコンプライアンスへの関与を深め、不祥事件の再発防止に向けた全役職員の意識の醸成と、内部管理態勢強化に向けた諸施策の実施と実効性の検証に努めてまいります。

( 2 ) 取締役会及び本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立

法令等遵守にかかる重要事項として策定しております「コンプライアンス実践計画」につきましては、従来からコンプライアンス委員会の討議を経て取締役会で決定するとともに、その実施状況を確認するなど、態勢の確立に努めてまいりました。今後は、再発防止策に対する取締役会及びコンプライアンス委員会の関与を深め、より実効性のある法令等遵守態勢の確立に努めてまいります。

( 3 ) 営業店における内部牽制機能の充実・強化

営業店における厳正な事務管理態勢の確立のために、規程に則った取り扱いを再度徹底するとともに、不正防止のために相互牽制と上席者によるチェック体制を強化してまいります。

また、事務部・監査部を中心に本部の指導と監査を充実して、営業店における厳正な事務管理態勢の確立に努め、不祥事件の未然防止に取り組んでまいります。

( 4 ) 本部監査機能の充実・強化

監査機能につきましては、その実効性を高めるため、不祥事件の原因分析に基づき、監査項目、監査手法の見直しを行うなど、本部監査機能の充実・強化を図ってまいります。

( 5 ) 適切な人事管理の実施

人事管理につきましては、連続休暇制度の運用の厳正化、人事異動・担当替えによるローテーションの厳正化及び職員の行動変化に対する指導の充実強化など、不祥事件の未然防止の観点から管理体制の見直しを行ってまいります。

以上